

日本私立学校振興・共済事業団

東日本大震災により被災された私立学校への寄付金支援

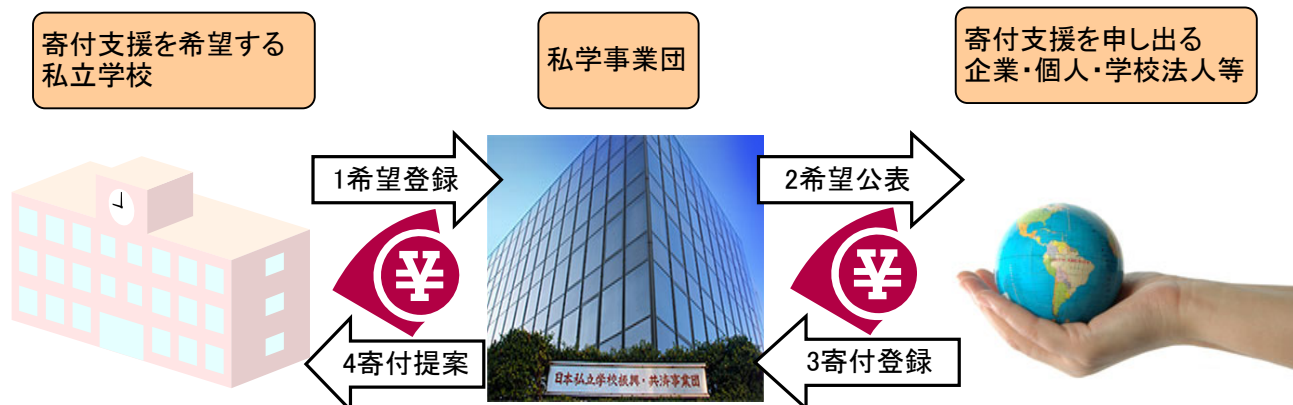
私学支援ポータルサイト

まだまだ支援を必要としています

アドレスは、
http://www.shigaku.go.jp/g_shien.htm (PC専用)
です。

私学事業団では、被災した学校法人のニーズとそれを支援しようとする企業及び個人等の寄付要請に応えるために、「私学支援ポータルサイト」を開設しています。

・支援の流れ



※寄付支援を希望する私立学校から被害状況等の登録を受け、企業・団体等から私学事業団に寄付支援の申し出があった内容を私立学校へ連絡・紹介します。

なお、寄付支援申し出は、原則として寄付支援を希望する私立学校や被災県にある学校の一覧などを参考にして、学校を指定していただきますが、指定先や提案内容等の相談がありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

また、私立学校を設置する学校法人への寄付は、税制上の優遇措置が認められていますので、これについてもご利用される方は、ご相談ください。

平成25年3月31日時点で、45学校法人、総額22,970,000円の寄付支援が実現しています。

・支援要請内容と提案内容の例

支援希望例

被災学生が多いので、就学支援のために奨学基金を創設したい。
全国大会実績もあるクラブ活動の用具購入支援をお願いしたい。
津波によって被害にあった図書を整備を支援してほしい。
スクールバスの購入費用を支援してほしい。



支援申出例

漁業振興のための水産研究へ支援寄付をしたい。
津波による防災機能の強化や広域防災体制についての研究支援をしたい。



など

問い合わせ先： 日本私立学校振興・共済事業団 助成部寄付金課寄付金係
電話 03-3230-7317～7318
※電話の場合の受付時間：月～金曜日（祝祭日は除く）9～17時
FAX 03-3230-8223
メールアドレス shien-ps@shigaku.go.jp

「私学支援ポータルサイト」に関するQ & A



平成24年6月11日改訂

- NO1 Q: (支援の申出) 寄付をしたいのですが、どのようにしたらよいですか?
A: 寄付先の私立学校及び寄付金額等の寄付条件をお示しいただき、ポータルサイトの【寄付登録様式】に必要事項を記載して、私学事業団へ提出してください。
-
- NO2 Q: (支援の申出) どの私立学校に寄付をしたらよいか分からないのですが、どうしたらよいですか?
A: ポータルサイトの支援を希望する私立学校の「支援の希望一覧」や、東日本被災地域に所在する「被災県に設置されている私立学校一覧」で、学校情報を提供しますので、それらを参考にして下さい。
-
- NO3 Q: (支援の希望) 学校法人として寄付金募集をしていることをご案内したいのですが、どうしたらよいですか?
A: ポータルサイトで東日本大震災における寄付金募集を行っていることを掲載しますので、ポータルサイトの【希望登録様式】に必要事項を記載して、私学事業団へ提出してください。
-
- NO4 Q: (申出・希望共通) ポータルサイトを利用しての寄付に際し、手数料はかかりますか?
A: 寄付する側及び寄付を受ける側ともに私学事業団への手数料は一切かかりません。
-
- NO5 Q: (申出・希望共通) 寄付が決まった後の流れを教えてください。
A: 双方の内諾を得られたときに、私学事業団が責任を持って担当者名と連絡先電話番号をお知らせしますので、当事者間にて送金方法・時期などについて相談してください。
-
- NO6 Q: (申出・希望共通) ポータルサイトを利用しての寄付は、税控除を伴う私学事業団の受配者指定寄付金制度に該当しますか?
A: 指定された寄付金を受け入れる学校法人が、制度要件を満たしている必要があります。寄付する側及び寄付を受ける側双方に手続きがありますので、ご希望の際は私学事業団へお尋ねください。
-
- NO7 Q: (申出・希望共通) 寄付者情報は公表されますか?
A: ポータルサイトの「支援の実現状況一覧」に「支援者」として掲載されます。ただし、公表を希望されない場合は、その旨ご連絡ください。
-

寄付者の税の優遇措置

私立学校を設置する学校法人については、その公共性・公益性を考慮して、種々の税制上の優遇措置が講じられています。ご利用にはそれぞれ要件がありますので、希望される場合は、私学事業団へご相談ください。

➡ 詳細は「私学支援ポータルサイト」をご覧ください。